



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
12月3日
第569号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
地方自治法に基づく指定納付受託者の指定(管理課)	1
○ 公 告	
令和5年度の滋賀県における本人確認情報の利用および提供の状況公告(市町振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	3
県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課)	7
公共測量実施公告(監理課)	7
一般競争入札の公告(下水道課)	9

告 示

滋賀県告示第404号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者として次の者を指定した。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の住所 または事務所の所在地	指定年月日	指定納付受託者が行う納付 事務に係る歳入等の種類
株式会社CAMPFIRE	東京都渋谷区猿樂町18番 8号	令和6.11.25	寄附金

公 告

令和5年度の滋賀県における本人確認情報の利用および提供の状況公告

滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)第6条の規定に基づき、本人確認情報の利用および提供の状況を次のとおり公表する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 令和5年度本人確認情報利用件数一覧(総括)

利用区分	実 施 機 関	件 数
住民基本台帳法別表第5に掲げる事務	滋賀県知事	149,238
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1 に掲げる事務	滋賀県知事	1,288
合 計		150,526

2 令和5年度本人確認情報利用件数一覧(事務区分別)

利用区分	項番	事 務 区 分	件 数
	1	特定非営利活動促進法による同法第10条第1項の認証、同法第23条第2項の届出または同法第34条第3項の認証に関する事務	289

住民基本台帳法 別表第5に掲げ る事務	2	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務	76
	3	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例または特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税もしくは特別法人事業税の賦課徴収または地方税もしくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務	102,701
	4	旅券法による同法第3条第1項の発給、同法第9条第1項の渡航先の追加または同法第17条第1項の届出に関する事務	41,970
	5	難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第5条第1項の特定医療費の支給、同法第6条第1項の指定医の指定または同法第28条第2項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	202
	6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付、同法第7条の健康診断、同法第38条の居宅生活支援事業もしくは同法第39条の養護事業の実施または同法第24条第1項の医療特別手当、同法第25条第1項の特別手当、同法第26条第1項の原子爆弾小頭症手当、同法第27条第1項の健康管理手当、同法第28条第1項の保健手当、同法第31条の介護手当もしくは同法第32条の葬祭料の支給に関する事務	2,226
	7	児童福祉法による同法第6条の4第1号の養育里親もしくは同条第2号の養子縁組里親の登録もしくは同条第3号の里親の認定、同法第11条第1項第2号ハの児童およびその家庭についての調査および判定、同法第18条の18第1項の保育士の登録、同法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第19条の3第1項の指定医の指定、同法第19条の22第4項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第20条第1項の療育の給付、同法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費、同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費もしくは同法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給、同法第33条の6第1項の児童自立生活援助の実施または同法第56条第1項の負担能力の認定もしくは同条第2項の費用の徴収に関する事務	53
	8	生活保護法による同法第19条第1項の保護の決定および実施、同法第55条の4第1項の就労自立給付金もしくは同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給、同法第55条の8第1項の被保護者健康管理支援事業の実施、同法第63条の保護に要する費用の返還または同法第77条第1項、第77条の2第1項、第78条第1項から第3項までもしくは第78条の2第1項もしくは第2項の徴収金の徴収に関する事務	675
	9	身体障害者福祉法による同法第15条第4項の身体障害者手帳の交付に関する事務	2
	10	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当もしくは同法第26条の2の特別障害者手当の支給または国民年金法等の一部を改正する法律による同法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	1
	11	家畜商法による同法第3条第1項の免許または同法第5条の登録に関する事務	6
	12	大規模小売店舗立地法による同法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項または附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務	1
	13	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による同法第27条第1項の登録、同法第30条第1項の更新または同法第31条第1項の届出に関する事務	5

	14	電気工事士法による同法第4条第2項の交付または同条第7項の書換えに関する事務	983
	15	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許または宅地建物取引士資格の登録に関する事務	21
	16	住宅宿泊事業法による同法第3条第1項または第4項の届出に関する事務	27
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第1に掲げる事務	17	肥料の品質の確保等に関する法律による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第3項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務	1
	18	砂利採取法による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務	13
	19	介護保険法による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務	77
	20	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務	601
	21	滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例による年金である給付の支給に関する事務	16
	22	滋賀県心身障害者扶養共済制度条例による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条第5項の調査に関する事務	371
	23	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務	209
合 計			150,526

3 令和5年度本人確認情報提供件数一覧(総括)

提供区分	提供先	件数
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	10
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	滋賀県の執行機関(知事以外)	1,043
情報提供業務以外の提供(市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき。)	市町長等	299
合 計		1,352

4 令和5年度本人確認情報提供件数一覧(事務区分別)

提供区分	項番	事務区分	件数
住民基本台帳法別表第6に掲げる事務	1	特別支援学校への就学奨励に関する法律による同法第2条第1項の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	8
	2	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による同法第6条第1項の就学支援金の支給に関する事務	2
滋賀県住民基本台帳法施行条例別表第2に掲げる事務	3	滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務	1,026
	4	国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務	5
	5	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)	8
	6	地方自治法による同法第242条第1項の監査に関する事務	4
情報提供業務以外の提供	7	市町長等が本人確認情報の修正等を行うとき。	299
合 計			1,352

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 守山ハズイタウンA B街区 守山市金森町字大苗472番 ほか35筆
- 2 変更しようとする事項 次のとおり

(1) 変更前

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(2)開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定し、各予測対象交差点の交通量予測を実施した結果、交差点需要率は、最大0.746(休日のN o. 3守山高校北交差点(以下「N o. 3交差点」という。)の流入断面④左折直進右折車線)と予測された。N o. 3交差点を除く交差点および平日のN o. 3交差点では、需要率は、交通を円滑に処理可能とされる0.9を大きく下回り、交通容量比が1を上回る車線もないため、開店後の来店および退店車両の増加を考慮しても交通流をさばくことは、基本的に可能と考えられる。それに対して、N o. 3交差点の開店後休日においては、交通容量比が断面④左折直進右折レーンで1を上回り、渋滞が発生すると予測される。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(3)開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法のうち、(1)駐車場への案内経路、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3)その他設置者が行う交通対策等の一部 来退店について市民ホール通りに交通が集中するという想定の結果に基づけば、N o. 3交差点で渋滞の発生が懸念されるものの、開店後、来店客が経験を重ねていけば、来退店交通は適当な比率で分散し、周辺道路に著しい渋滞等を発生することのないように収まっていくことは期待できる。

(2) 変更後

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(2)開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日と同じとする条件で交通量予測を実施した結果、当初届出の交通予測結果に比べて各交差点の需要率および交通容量比は増加したが、需要率が0.9を上回る交差点はない。交通容量比は、平日においてN o. 3交差点の断面④左折直進右折レーンで1を上回り1.071となったが、同レーンの休日の値1.123に比べて低い値であった。したがって、渋滞等の対策は、主に休日の予測結果に基づいて検討した。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(3)開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法のうち、(1)駐車場への案内経路、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3)その他設置者が行う交通対策等の一部 実効性のある具体的な渋滞対策として、信号現示の変更案を記載したほか、建物設置者が行う配慮として、来退店車両の案内経路を見直し、誘導員の配置、店頭での退店経路案内図の配布、場内の路面標示、案内看板の設置等についても資料に具体的に記載する。また、各出入口における出入庫方向を図面に示し、これらの配慮により来退店交通が無理のない範囲でN o. 3交差点を避けた経路を取った場合の交通予測結果を交通予測資料に記載した。これらにより適切に渋滞対策を実施していく。

3 変更の理由

- (1) 平日の来店交通量の設定を見直し、再度交通量予測を行ったため。
- (2) N o. 3交差点における交通負荷を軽減するため、その他交通安全の配慮から、実効性のある具体的な交通対策を検討したため。

4 届出年月日 令和6年11月22日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和6年12月3日から令和7年4月3日まで

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)アヤハディオ新守山店 守山市金森町字前石ナ田562番の一部 ほか9筆

2 変更しようとする事項 次のとおり

(1) 変更前

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(2)開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定し、各予測対象交差点の交通量予測を実施した結果、交差点需要率は、最大0.746(休日のN o. 3守山高校北交差点(以下「N o. 3交差点」という。))の流入断面④左折直進右折車線)と予測された。N o. 3交差点を除く交差点および平日のN o. 3交差点では、需要率は、交通を円滑に処理可能とされる0.9を大きく下回り、交通容量比が1を上回る車線もないため、開店後の来店および退店車両の増加を考慮しても交通流をさばくことは、基本的に可能と考えられる。それに対して、N o. 3交差点の開店後休日においては、交通容量比が断面④左折直進右折レーンで1を上回り、渋滞が発生すると予測される。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(3)開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法のうち、(1)駐車場への案内経路、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3)その他設置者が行う交通対策等の一部 来退店について市民ホール通りに交通が集中するという想定の結果に基づけば、N o. 3交差点で渋滞の発生が懸念されるものの、開店後、来店客が経験を重ねていけば、来退店交通は適当な比率で分散し、周辺道路に著しい渋滞等を発生することのないように収まっていくことは期待できる。

(2) 変更後

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(2)開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日と同じとする条件で交通量予測を実施した結果、当初届出の交通予測結果に比べて各交差点の需要率および交通容量比は増加したが、需要率が0.9を上回る交差点はない。交通容量比は、平日においてN o. 3交差点の断面④左折直進右折レーンで1を上回り1.071となったが、同レーンの休日の値1.123に比べて低い値であった。したがって、渋滞等の対策は、主に休日の予測結果に基づいて検討した。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(3)開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法のうち、(1)駐車場への案内経路、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3)その他設置者が行う交通対策等の一部 実効性のある具体的な渋滞対策として、信号現示の変更案を記載したほか、建物設置者が行う配慮として、来退店車両の案内経路を見直し、誘導員の配置、店頭での退店経路案内図の配布、場内の路面標示、案内看板の設置等についても資料に具体的に記載する。また、各出入口における出入庫方向を図面に示し、これらの配慮により来退店交通が無理のない範囲でN o. 3交差点を避けた経路を取った場合の交通予測結果を交通予測資料に記載した。これらにより適切に渋滞対策を実施していく。

3 変更の理由

(1) 平日の来店交通量の設定を見直し、再度交通量予測を行ったため。

(2) N o. 3交差点における交通負荷を軽減するため、その他交通安全の配慮から、実効性のある具体的な交通対策を検討したため。

4 届出年月日 令和6年11月22日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和6年12月3日から令和7年4月3日まで

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 守山ハズイタウンD街区 守山市金森町字下部459番 ほか33筆

2 変更しようとする事項 次のとおり

(1) 変更前

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(2)開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日の来店台数の6割と設定し、各予測対象交差点の交通量予測を実施した結果、交差点需要率は、最大0.746(休日のN o. 3 守山高北交差点(以下「N o. 3 交差点」という。))の流入断面④(左折直進右折車線)と予測された。N o. 3 交差点を除く交差点および平日のN o. 3 交差点では、需要率は、交通を円滑に処理可能とされる0.9を大きく下回り、交通容量比が1を上回る車線もないため、開店後の来店および退店車両の増加を考慮しても交通流をさばくことは、基本的に可能と考えられる。それに対して、N o. 3 交差点の開店後休日においては、交通容量比が断面④左折直進右折レーンで1を上回り、渋滞が発生すると予測される。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(3)開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6 来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法のうち、(1)駐車場への案内経路、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3)その他設置者が行う交通対策等の一部 来店退店について市民ホール通りに交通が集中するという想定の結果に基づけば、N o. 3 交差点で渋滞の発生が懸念されるものの、開店後、来店客が経験を重ねていけば、来店退店交通は適当な比率で分散し、周辺道路に著しい渋滞等を発生することのないように収まっていくことは期待できる。

ウ 添付書類11夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果およびその算出根拠の予測結果の評価と対応策の検討 最大値となる騒音源はいずれも出入口D②からセブンイレブンへ来店する自動車走行音であるが、実際に夜間、この経路から来店する台数はかなり少ないと考えられる。また、敷地境界で基準値を上回るものの、道路に面した住宅の外を乗用車が低速で通行すると同等の騒音である。C地点の直近の住宅は警察署の署長官舎で通常は使用されていないこと、D地点は一般車両が通行可能な市道に面していることを考え合わせると、周辺地域(特に夜間の屋内)の生活環境に及ぼす影響は小さいと評価される。

エ 添付書類9 冷却塔、冷暖房設備の室外機または送風機を設置する場合にあつては、それらの稼働時間帯および位置を示す図面の一部、添付書類10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果および算出根拠の一部および別添図面4 D1棟(セブンイレブン)にも室外機等が設置され24時間稼働するが、セブンイレブンの敷地は、道路、市民ホール、警察署およびハズイタウンの他店舗に囲まれており、周辺に住居または住宅立地可能な土地はない。セブンイレブンには大きな騒音発生源がないことも踏まえ、騒音の予測に関しては、セブンイレブンは無視し、ニトリから発生する騒音源のみを対象とした。

(2) 変更後

ア 添付書類5駐車場の自動車の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(2)開店後の周辺道路の交通量予測の一部および交通予測資料の一部 平日の来店台数を休日と同じとする条件で交通量予測を実施した結果、当初届出の交通予測結果に比べて各交差点の需要率および交通容量比は増加したが、需要率が0.9を上回る交差点はない。交通容量比は、平日においてN o. 3 交差点の断面④左折直進右折レーンで1を上回り1.071となったが、同レーンの休日の値1.123に比べて低い値であった。したがって、渋滞等の対策は、主に休日の予測結果に基づいて検討

した。

イ 添付書類5駐車場の出入口の形式または来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数および位置を設定するために必要な事項のうち、(3)開店後の周辺道路の交通量予測の評価と対応についての一部および交通予測資料の一部ならびに添付書類6来客の自動車を駐車場に案内する経路および方法のうち、(1)駐車場への案内経路、(2)経路等を来店者に知らせる方法の一部および(3)その他設置者が行う交通対策等の一部 実効性のある具体的な渋滞対策として、信号現示の変更案を記載したほか、建物設置者が行う配慮として、来退店車両の案内経路を見直し、誘導員の配置、店頭での退店経路案内図の配布、場内の路面標示、案内看板の設置等についても資料に具体的に記載する。また、各出入口における出入庫方向を図面に示し、これらの配慮により来退店交通が無理のない範囲でNo.3交差点を避けた経路を取った場合の交通予測結果を交通予測資料に記載した。これらにより適切に渋滞対策を実施していく。

ウ 添付書類11夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果およびその算出根拠の予測結果の評価と対応策の検討 最大値となる騒音源はいずれも出入口D②からセブンイレブンへ来退店する自動車走行音であるが、C地点の直近の住宅は警察署の署長官舎で通常は使用されていない。D地点の隣接地は農地で、出入口D②から最も近い住宅の建物(次頁図のD'地点)までは約30m離れており、その位置では来退店車両通行による夜間の騒音レベル最大値は約44dBで、規制基準値を下回る。したがって、現状では周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいと考えられるが、地元自治会との協議を踏まえ、夜間は出入口D②を閉鎖することとする。

エ 添付書類9冷却塔、冷暖房設備の室外機または送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯および位置を示す図面の一部、添付書類10平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果および算出根拠の一部および別添図面4 セブンイレブンの空調・冷蔵冷凍室外機を定常音源として考慮して、騒音予測を行った。その結果、等価騒音レベルの予測結果は、昼間、夜間ともに環境基準を満足し、新たに必要となった対策はない。

3 変更の理由

- (1) 平日の来店交通量の設定を見直し、再度交通量予測を行ったため。
- (2) No.3交差点における交通負荷を軽減するため、その他交通安全の配慮から、実効性のある具体的な交通対策を検討したため。
- (3) 夜間の最大値が超過している地点に対する対策を記載していなかったため。
- (4) セブンイレブンの設備を対象として考慮して、再度騒音予測を行ったため。

4 届出年月日 令和6年11月22日

5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号

(2) 縦覧期間 令和6年12月3日から令和7年4月3日まで

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営姉川沿岸地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和6年11月21日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営姉川沿岸地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、長浜市産業観光部田園整備課および米原市まち整備部農政課
- 3 縦覧期間 令和6年12月3日から令和7年1月7日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和7年1月22日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業の地域 鴨川流域(高島市安曇川町下小川～武曾横山)
- 3 作業の期間 令和6年10月9日から令和7年4月30日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、栗東市長 竹村 健から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(デジタル数値撮影、写真地図作成)
- 2 作業の地域 栗東市全域
- 3 作業の期間 令和6年11月18日から令和7年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、愛荘町長 有村 国知から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ更新)
- 2 作業の地域 愛知郡愛荘町全域
- 3 作業の期間 令和6年12月2日から令和7年3月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の期間 令和6年12月3日から令和7年3月14日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 和田 裕行から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の期間 令和6年12月4日から令和7年3月24日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 櫻本 直樹から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)

- 2 作業の地域 野洲市西河原、市三宅、大篠原
- 3 作業の期間 令和6年12月5日から令和7年3月21日まで

一般競争入札の公告

令和7年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和7年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務および処分業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容等 湖南中部浄化センターにおける汚泥収集運搬業務および処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帛帆2108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。

ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

(5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(6) その他入札に参加する者に必要な資格

ア 公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日まで(令和元年12月3日から令和7年1月16日まで)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。

イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ウ 契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。

エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:汚泥)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。

オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から(5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から⑤までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書

ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可証の写し

エ 電子マニフェスト加入証の写し

オ コンポストの原料としてリサイクル処分しようとする場合には当該原料による製品の肥料登録証の写し

カ 業務提携による入札参加者を確認するための書類

キ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書

ク 処分を行う都道府県への搬入届が必要な場合は、関係機関と搬入条件等について協議した結果資料

(2) 提出期間 令和6年12月3日(火)から令和6年12月19日(木)まで(滋賀県の休日(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。なお、業務提携により入札する場合、入札参加希望者のうち当該業務提携を代表する者がとりまとめて提出すること。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和6年12月26日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和7年1月7日(火)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、令和7年1月15日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213

(2) 契約条項を示す期間 令和6年12月3日(火)から令和7年1月15日(水)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsu/baikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

イ 受領期限 令和7年1月15日(水)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和7年1月16日(木)10時 滋賀県庁北新館5階5-E会議室 大津市京町四丁目1番1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札

説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるものとする。

(3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を代表する者が入札書を提出するものとする。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for collection and treatment of sewage plant sludge as industrial waste disposal at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System

(2) Application submission deadline : 16 : 00, December 19, 2024

(3) Bid submission deadline : 16 : 00, January 15, 2025

(4) For further information, please contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

令和7年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名および数量 令和7年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務委託 一式

(2) 委託業務の内容等 湖南中部浄化センターにおける汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。

(3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帛帆2108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。
営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。
ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。
ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てがなされている者
イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手續開始の申立てがなされている者
ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手續開始の申立てがなされている者
エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) その他入札に参加する者に必要な資格
ア 公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日まで(令和元年12月3日から令和7年1月16日まで)に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。
イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。
ウ 契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。
エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:汚泥)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。
オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から(5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合には、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書
ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可証の写し
エ 電子マニフェスト加入証の写し
オ コンポストの原料としてリサイクル処分しようとする場合には当該原料による製品の肥料登録証の写し
カ 業務提携による入札参加者を確認するための書類
キ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書
ク リサイクル処分を行う都道府県において、都道府県への搬入届が必要な場合は、関係機関と搬入条件等について協議した結果資料
- (2) 提出期間 令和6年12月3日(火)から令和6年12月19日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。なお、業務提携により入札する場合、入札参加希望者のうち当該業務提携を代表する者がとりまとめて提出すること。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和6年12月26日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和7年1月7日(火)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求められることができる(FA Xおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、令和7年1月15日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213

(2) 契約条項を示す期間 令和6年12月3日(火)から令和7年1月15日(水)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsu/baikyaku/itaku/>)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

イ 受領期限 令和7年1月15日(水)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和7年1月16日(木)10時45分 滋賀県庁北新館5階5-E会議室 大津市京町四丁目1番1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるものとする。

(3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を代表する者が入札書を提出するものとする。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for collection and treatment of sewage plant sludge as cement resources, compost resources or fuel resources at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System
- (2) Application submission deadline : 16 : 00, December 19, 2024
- (3) Bid submission deadline : 16 : 00, January 15, 2025
- (4) For further information, please contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

令和7年度における琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年12月3日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和7年度琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務委託(その3) 一式
- (2) 委託業務の内容等 湖南中部浄化センターにおける汚泥収集運搬業務およびリサイクル処分業務。詳細は、入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター(草津市矢橋町字帰帆2108番地)

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:廃棄物処理 小分類:産業廃棄物収集運搬または産業廃棄物処分)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において資格審査の申請を行うこと。

ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

- (5) 次のアからオまでに掲げる要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

- (6) その他入札に参加する者に必要な資格

ア 公告日の前5年間および公告日から入札書の開札日まで(令和元年12月3日から令和7年1月17日まで)に、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく行政処分(許可の取消し、事業の停止命令および措置命令に限る。)を受けていないこと。

イ 廃棄物処理法第14条第13項に規定する事由が生じていないこと。

ウ 契約締結時において、廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる欠格事項に該当しないこと。

エ 廃棄物処理法第14条第1項および第6項の規定に基づき産業廃棄物(品目:汚泥)の収集運搬業務および処分業務について必要な許可を取得している者であって、当該業務を適正かつ安定的に実施できる体制を有しているものであること。

オ 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、業務を提携する者全員が(1)から(5)までおよびアからウまでに掲げる資格を有しているとともに、担当する業務に応じてエに掲げる資格を有していること。ただし、一つの業務提携において収集運搬業務を担当する者の数および処分業務を担当する者の数は各1者とするが、産業廃棄物の排出場所から処分業務を担当する者の事業場との間を複数の区間に区切って収集運搬業務を実施する場合については、収集運搬業務を担当する者の数は区間ごとに1者とする。また、入札参加者は、この入札において複数の業務提携に加わることはできないものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 業務を適正かつ安定的に実施できる体制の確認調書

ウ 廃棄物処理法の規定による産業廃棄物の収集運搬業務および処分業務の許可証の写し

エ 電子マニフェスト加入証の写し

オ コンポストの原料としてリサイクル処分しようとする場合には当該原料による製品の肥料登録証の写し

カ 業務提携による入札参加者を確認するための書類

キ 産業廃棄物税に係る資料および誓約書

ク リサイクル処分を行う都道府県において、都道府県への搬入届が必要な場合は、関係機関と搬入条件等について協議した結果資料

(2) 提出期間 令和6年12月3日(火)から令和6年12月19日(木)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 提出場所および提出方法 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。なお、業務提携により入札する場合、入札参加希望者のうち当該業務提携を代表する者がとりまとめて提出すること。

(4) 入札参加資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和6年12月26日(木)までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(5) その他 必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認められた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和7年1月7日(火)までに郵送または持参で3(3)に示す場所へ提出し、説明を求めることができる(FAXおよび電子メールによるものは、受け付けない。)

なお、説明を求められた場合は、令和7年1月15日(水)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 入札参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213

(2) 契約条項を示す期間 令和6年12月3日(火)から令和7年1月16日(木)まで(休日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書の交付方法 (1)に示す場所において直接交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」(https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsu_baikyaku/itaku/)からダウンロードすることができる。郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限

ア 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

イ 受領期限 令和7年1月16日(木)16時までにアに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

(6) 開札の日時および場所 令和7年1月17日(金)10時 滋賀県庁東館2階2-C会議室 大津市京町四丁目1番1号

なお、開札は、入札参加者またはその代理人が開札立会を希望する場合、立会うことができる(その場合、開札時間までに開札場所を訪ねること。)

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された落札者決定比較金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札書への記載方法の詳細は入札説明書別添「産業廃棄物税の取扱いについて」によること。なお、落札者の決定の判断には入札書の落札者決定比較金額の記載金額を用いるものとする。

(3) 業務を提携して収集運搬業務および処分業務を行おうとする入札参加者は、入札参加者のうち当該業務提携を代表する者が入札書を提出するものとする。

7 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法 滋賀県が入札参加資格があると認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

11 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

13 その他必要事項

(1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature of the service to be purchased : Commissioned service for collection and treatment of sewage plant sludge as cement resources, compost resources or fuel resources at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System

(2) Application submission deadline : 16 : 00, December 19, 2024

(3) Bid submission deadline : 16 : 00, January 16, 2025

(4) For further information, please contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4213